

施設等利用給付費の上限額の見直しについて

給付上限額の見直しについて

国の令和8年度当初予算案において、「子育てのための施設等利用給付交付金」の給付上限額の見直しのための経費が計上されています。

これにより、給付上限額が以下のとおり引き上げられる見込みです。

■趣旨・目的

保護者の負担軽減とこどもの育ちの一層の支援を目的として、物価上昇や賃金動向等を踏まえて見直し

■適用時期

令和8年10月以降の利用に係る保育料から適用
(令和8年9月末までの利用分は現行の上限額を維持)

■対象施設等

こどものための教育・保育給付の対象外である認定こども園、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものが対象

※企業主導型保育施設は今回の上限額引き上げの対象外

給付上限額

| 給付単価（月額） | 現行 | 見直し後（※括弧内は引上げ額） |
|-----------------------------|----------|------------------|
| 認可外保育施設等（0～2歳※） | 42,000 円 | 45,700円（+3,700円） |
| 認可外保育施設等（3～5歳） | 37,000 円 | 40,300円（+3,300円） |
| 新制度に移行していない幼稚園 （私学助成幼稚園） | 25,700 円 | 28,000円（+2,300円） |
| 預かり保育等（0～2歳※） | 16,300 円 | 17,700円（+1,400円） |
| 預かり保育等（3～5歳） | 11,300 円 | 12,300円（+1,000円） |
| 預かり保育等（日額単価） | 450 円 | 490円（+40円） |

※ 0～2歳は、住民税非課税世帯等であって保育の必要性があることにも限る。

堺市独自助成（第2子以降保育料無償化）における本市の対応

国の無償化上限額の引上げを受け、堺市独自助成（第2子以降保育料無償化）についても令和8年10月以降、見直し後の上限額に基づき利用料を支給します。

※なお、今回の見直しの対象外である企業主導型保育施設については、引き続き現行の上限額を適用します。

各施設における対応のお願い

重要事項説明書や入園のしおり等に無償化の金額を記載している場合は、令和8年10月までに記載内容の更新をお願いします。

上限額の見直しに伴い、各施設において利用料を改定される場合については、保護者への事前周知及び記載内容の更新をお願いします。